

公益信託 農林中金 80 周年森林再生基金 (F R O N T 8 0)

平成 2 3 年度

募集要項・助成金交付申請書

Q & A

問合せ先

全国森林組合連合会	組織部林政課	TEL 03-3294-9719
農中信託銀行	営業第一部	TEL 03-5281-1340
農林中央金庫	農林水産環境統括部	TEL 03-5220-9554

目 次

1. 事業内容について

Q1. 複数の森林所有者のひとまとまりとなった森林を対象とする理由は何か。

Q2. 「長期安定契約」とは何か。

Q3. 公益性を発揮させることを目指した活動とは何か

Q4. なぜ、林地境界確定、不在村地主調査を助成対象とするのか。

2. 助成金額・期間・用途・対象先・方法について

Q5. 助成金額に上限はあるのか。少額の申請でも良いのか。

Q6. 1年間にいくつの法人が選定されるのか。

Q7. 複数年事業の申請でもよいのか、また複数年助成はあるのか。

Q8. 具体的に助成対象費用は何か。

Q9. 対象となる事業の範囲について、ソフト事業はどこまでが範囲となるのか。

Q10. 事業期間や購入を計画していた物品について、希望通りの助成とならなかった場合はどうすれば良いか。

Q11. 補助金収入や伐採代金収入があっても、助成は受けられるのか。

Q12. 営利を目的としない法人とは何か。

Q13. なぜ、過去の活動歴等からみて運営に十分な能力、知見を有する団体だけを対象とするのか。

Q14. 財務資料の提出が求められるが、収支状況が赤字では選定されないのか。

Q 15. 森林組合以外の団体も助成されるのか

Q 16. 複数の団体による申請は認められるのか。

Q 17. なぜ、地方公共団体を除くのか。林業公社は社団（または財団）だが対象になるのか。

Q 18. いつ助成金は支給されるのか。

3. 申請方法・審査・選定について

Q 19. 申請時に複数の森林所有者との長期安定契約を締結していないといけないのか。

Q 20. 経費等の積算根拠とは何で説明したら良いのか。

Q 21. 二次審査に係る申請で、計画数字につき詳細な積算根拠資料が必要とあるが、具体的にどんなものか。また、事業報告時にはどのような資料が必要になるか。

Q 22. 助成案件の選定は、どのような視点で行われるのか。

Q 23. 運営委員名や審議の議事録等を公開しないのか。

Q 24. 選定された事業は公開しないのか。

Q 25. なぜ、事業完了後も継続して報告を求めるのか。

Q 26. 個人情報保護法に基づく対応はどのようにすれば良いのか。

以 上

1. 事業内容について

Q1. 複数の森林所有者のひとまとまりとなった森林を対象とする理由は何か。

A 1.

日本の民有林の所有構造は、民有林のうち9割近くを102万戸の個人（林家）が所有し、このうち5ha以下の層が戸数で75%を占めている（2000年世界農林業センサス）等、小規模所有構造となっています。小規模所有のために、木材の安定供給や面的な環境保全が困難なものとなっていることから、この小規模所有林をとりまとめることにより、低コストでの施業（伐採・搬出・再植栽等）が可能となるとともに、土砂災害防止、水源涵養等環境保全面での効果が得られるなど、公益性の高い事業になると考えられるからです。

なお、「複数の森林所有者」には、入会集団、財産区、生産森林組合等を含みます。また、対象森林は5ha以上のひとまとまりとなった民有林とします。ひとまとまりとは、対象森林同士が隣接していることを基本としますが、林道が通っており一体的に施業が可能である等、合理的にひとまとまりと判断できれば、これを認めます。

Q2. 「長期安定契約」とは何か。

A 2.

長期安定契約とは、森林経営信託契約・長期経営委託契約・長期施業委託契約・長期管理委託契約等で期間5年以上を対象とします。

森林所有者の高齢化・不在村化、施業意欲の低下が進んでいるため、長期安定的に所有森林の経営・施業・管理を委託するニーズが高まっており、この受託等が可能な法人では、個人の限界を超えて公益的な役割・機能を発揮することが可能になると考えられるからです。

Q3. 公益性を発揮させることを目指した活動とは何か。

A 3.

公益性を発揮させることを目指した活動とは、森林の公益的機能を発揮させる活動という意味に特定せず、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目指した活動のことです。すなわち、森林再生基金では、木材生産機能を含めた多面的機能が持続的に発揮されることを目的としており、国内の荒廃した民有林において、多面的な機能発揮を目指した利用間伐・切捨て間伐、被害森林の整理伐・更新、天然更新のための択伐等の森林整備のための施業を助成対象としています。

Q4. なぜ、林地境界確定、不在村地主調査を助成対象とするのか。

A4.

森林の所有にかかる境界は、森林簿により確認はできるものの、登記簿や地積測量図と整合性が取れていないことも多く、そうした場合、所有者間相互で境界を確認していることが実態です。近年、所有者の相続や不在村化により境界確認が困難化しつつあること、昭和26年より実施されている地積調査(登記簿と地積測量図等を一致させる作業)は、全国平均48%と低水準で、20%未満の県が14県もある等地域により大変遅れていること(平成19年度国土交通省調査)から、近い将来、森林の所有境界が確認できずトラブルが発生するリスクを抱えています。

したがって、複数の森林所有者のとりまとめにあたって、森林所有者間の境界確認・確定を行い、地域の森林データの整備を行う意義は公益的価値が高いものと言えます。

また、不在村地主調査とは、森林を所有する市町村からの転出や相続の発生により、地域の森林所有者が不明となっているケースが増加しており、これを調査・確認する作業のことです。

こうした作業は、一部公的補助があるものの森林所有者の負担が大きく、複数の森林所有者のとりまとめの障害となっていることから、助成対象としたものです。

2. 助成金額・期間・用途・対象先・方法について

Q5. 助成金額に上限はあるのか。少額の申請でも良いのか。

A 5.

一助成先あたりの上限は年間 30 百万円で、運営委員会の厳正な審査を経たうえで申請額のうち必要額について認められるものです。少額の申請でも構いません。公益性が高いと認められる事業が選定されますので、是非ご応募下さい。

Q6. 1 年間にいくつの法人が選定されるのか。

A 6.

運営委員会の審査・判断によりますが、年間 1 億円を助成の目途としていますので、助成先は 4~6 先程度になるものと想定されます。件数を多くしてバラマキ型の助成を行うよりも、創意工夫のある、より良い事業に件数を絞込んだ方がより公益的にも価値があると考えられるからです。

Q7. 複数年事業の申請でもよいのか、また複数年助成はあるのか。

A 7.

複数年にわたる事業の場合は、全体及び各年度の事業計画を提出してください。事業内容によっては、一助成先に対する複数年助成を認めることとしています。ただし、助成は単年度ごとであり、毎年申請いただき、審査を経てからの助成となります。必ずしも全事業年度の助成が約束されているわけではございません。

Q8. 具体的に助成対象費用は何か。

A 8.

詳細は募集要項のとおりですが、森林整備・施業等のハード事業では、伐出費、運搬費、作業道開設費、造林保育費等であり、森林所有者をとりまとめる等のソフト事業では、境界確定等調査費、座談会・郵送代等推進費、研修会議費、森林データ整備費等になります。人件費は対象となりますが、林業機械や車両、パソコン等の高額なものや汎用性が高いものの購入費用は対象外となります。

Q9. 対象となる事業の範囲について、ソフト事業はどこまでが範囲となるのか。

A 9.

ソフト事業においても、森林整備（施業）と直接・密接に関連する取組みまでとします。具体的には、ソフト事業の取組内容、ハード事業との割合（業務、所要資金額等）等を参考に審査・判断されることになります。

なお、ソフト事業のみの申請も認めます（ただし上限金額 15 百万円）。この場合、次年度に必ず森林整備のハード事業を計画し、ソフト事業計画と同時に提出してください。この次年度のハード事業について、助成の有無に関わらず、事業結果の報告を提出していただくことになります。

また、このハード事業について、翌年度に基金に応募（ソフト事業助成決定分と合わせて 30 百万円以内）いただくことは可能です（ただし、ソフト事業の助成決定がハード事業の決定を約束するものではありませんので、この点をご承知おきください）。

Q10. 事業期間や購入を計画していた物品について、希望通りの助成とならなかった場合はどうすれば良いか。

A 10.

本公益信託は、荒廃した民有林の再生事業・活動に対して助成するものであり、助成は申請者の（将来的にも）自助努力部分があることを前提にしています。したがって、選考の過程で取組みの内容や所要資金額、必要性等を審査した結果、助成対象者として選定されても希望する期間や費目の全てについて資金が給付されない場合もあります。

申請者においては、補助金等も活用しながら当基金の助成をうまく活用し、助成終了後も将来にわたって取組みを続けていただくことを期待しています。

Q11. 補助金収入や伐採代金収入があっても、助成は受けられるのか。

A 11.

補助金収入や原木伐採代金収入があっても助成は受けられます。ただし、対象事業の所要資金から、①申請者、森林所有者に対する公的な補助金、②対象森林の原木等の販売収入額（基金助成対象間伐事業等から見込まれる原木販売収入の全額）を除いた部分で、③上限30百万円として助成を行います。

＊ 基金助成対象間伐事業とは、基金助成が無ければ山林所有者の負担が生じると見込まれる間伐事業です。

Q12. 営利を目的としない法人とは何か。

A 12.

営利を目的としない法人には、森林組合・農協・漁協等の協同組合、NPO 法人、社団・財団等が想定されます。

Q13. なぜ、過去の活動歴等からみて運営に十分な能力、知見を有する団体だけを対象とするのか。

A 13.

本公益信託では、荒廃した民有林の再生という趣旨で、相当規模・期間の事業に対する助成を想定していますので、それを実行できる能力・知見を有する団体でないと困難が予想されるからです。また、同様の観点から、助成対象先は法人格を有する団体としています。

Q14. 財務資料の提出が求められるが、収支状況が赤字では選定されないのか。

A 14.

収支状況が赤字だからといって選定されないことや不利な扱いを受けることはありませんが、事業継続が見込めないほど財務状況が著しく厳しい場合には、選定が見送られる可能性はあります。

Q15. 森林組合以外の団体も助成されるのか。

A 15.

第1 回、第2 回は、結果として比較的事業規模の大きい森林組合の事業が採択されましたが、第3 回では規模としては小規模な NPO 法人の事業が採択されました。また、第4 回では生産森林組合の事業が、第5 回では都道府県森林組合連合会の事業が採択されています。

当基金の助成基準は、公益性や創造性の高さであり、事業対象面積の広さは公益性の高さを示す指標のひとつです。しかし、公益性の高さを示す指標は、事業対象面積の広さ以外にも、例えば、事業活動における協同組合・地元住民・ボランティア・行政等との連携の幅広さやノウハウ・技術・生産性の向上等による事業の継続性や波及性の大きさなども考えられます。

また、創造性の高い事業として、従来の慣習にとらわれない新たな発想を取り入れた斬新な事業活動などが考えられます（Q 22, A 22 参照）。どうぞ思い切ったユニークな事業活動の申請をお寄せ下さい。

Q16. 複数の団体による共同申請は認められるのか。

A 16.

複数の団体による共同申請も認められます。その場合、代表者を明記した上で、事業・活動に際しての団体間の役割分担等が確認できる説明が必要になります。

Q17. なぜ、地方公共団体を除くのか。林業公社は社団（または財団）だけが対象になるのか。

A 17.

本公益信託は、荒廃した民有林、特に私有林を対象とするものであり、市町村有林のみを対象とすることは想定していません。地方公共団体自らが予算措置によって管轄内の森林再生を行うことが可能なこと等から対象外としています。

むしろ、地方公共団体は直接の助成先となるのではなく、対象となる助成先と一緒にあって地域の森林再生を行っていただく存在として期待しています。なお、非営利法人の林業公社は助成対象先になりますが、上記のとおり、私有林の再生を第一とするという観点から、内容を吟味して判断されることになります。

Q18. いつ助成金は支給されるのか。

A 18.

原則として1年後の事業完了後、報告書等の提出、事業内容の精査後の支給となりますが、希望される場合には、助成決定後、助成決定額の半分まで概算払い（前払い）を行います。

3. 申請方法・審査・選定について

Q19. 申請時に複数の森林所有者との長期安定契約を締結していないといけないのか。

A 19.

助成決定前に締結していることは求めませんが、その確実性については審査されることになります。助成決定後、長期安定契約の締結が一部できなかった等により対象事業の一部変更があった場合には、助成金決定額を上限に、実績等に基づいて助成金の支給が検討されることになります。

Q20. 経費等の積算根拠とは何で説明したら良いのか。

A 20.

積算根拠となる数字は、各事業、各地域で条件（単価、面積、人数、日数等）が異なるため、通常の事業計画策定時に使用する積算根拠を参考にして、今回の事業計画及びその積算根拠を記載してください。

Q21. 二次審査に係る申請で、計画数字につき詳細な積算根拠資料が必要とあるが、具体的にどんなものか。また、事業報告時にはどのような資料が必要になるか。

A 21.

二次申請時の提出資料として、ハード事業（造林保育費、伐出費、作業道開設費等）の場合は、事業地・作業種ごとの見積書・積算根拠（人件費、燃料費等を含む）が必要となります。ソフト事業（境界等調査費、座談会、研修会等）の場合は、各事業の見積書・積算根拠（講師謝金、会場費、日数等）の資料が必要になります。

事業完了報告時の提出資料として、ハード事業の場合は、各事業地の事業実績書、作業記録日報、賃金台帳、機械運転日報等の使用した経費を証明できる書類の写しが必要となります。ソフト事業の場合は、各事業の領収書、事業で使用した資料、配布物等が必要となります。

Q22. 助成案件の選定は、どのような視点で行われるのか。

A 22.

以下の視点で行いますので、既往の補助事業の枠組みにとらわれず、地域の特性に応じた創意工夫と夢のある事業・活動の応募を期待しています。

- ① 山づくりの長期的ビジョンが描かれ、また、それに基づいて申請事業の位置づけが明確になっている事業
- ② 施業対象となる森林の整備が危急であると認められる事業
- ③ ノウハウ・技術・生産性の向上・コスト削減等により、助成金終了後も事業の継続性や波及性が認められる事業
- ④ 協同組合・地元住民・ボランティア・行政等と連携した活動
- ⑤ 過去に例の少ない先進的事業（不在村者の森林経営信託等）

Q23. 運営委員名や審議の議事録等を公開しないのか。

A 23.

本公益信託を公益性のあるものにするためには、運営委員会を公平中立なものにしておくことが肝要です。運営委員会の委員名や議事録は非公開とした方が、運営委員会の公平中立性が担保できるものと考えています。この点、ご理解ください。

Q24. 選定された事業は公開しないのか。

A 24.

助成対象事業は先進事例としてノウハウ等の普及の観点からも助成先等の了解を得たうえで、公開していきたいと考えています。

Q25. なぜ、事業完了後も継続して報告を求めるのか。

A 25.

A 23 のとおり、事業完了後は先進事例として公開していきたいと考えており、マスコミ等への掲載、他団体の視察受け入れ、対象森林の継続調査等にご協力いただくことを想定しています。

Q26. 個人情報保護法に基づく対応はどのようにすれば良いのか。

A 26.

平成 17 年 4 月 1 日より施行となった「個人情報の保護に関する法律」（以下、個人情報保護法）は、個人情報取扱事業者（※）については、①あらかじめ利用目的をできる限り特定し、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を取扱うこと、②個人情報は適正な方法で取得し、取得時に本人に対して利用目的の通知・公表等を行うこと、等を規定しています。

本公益信託は、同法の趣旨を踏まえ、申請者が個人情報取扱事業者であるか否かに関らず、同法で求められた対応をとることを前提としています。

つまり、申請者は、森林所有者等の個人情報を取得するに際し（主に二次審査にかかる申請時を想定しています）、当該個人情報は本基金の助成金申請目的のために使用することについて、①当該内容を記載した書類の手交・郵送、又は②対象となる個人からの同意書の徴求、を行う必要があります。

助成金申請の際には、申請者の業務の範囲と利用目的を明記した上記書類の写しを添付書類として送付していただくことになります。本書類がないと申請資料は受領できませんのでご注意ください。

※個人情報取扱事業者

個人情報データベース等を事業に使用している事業者。顧客の個人情報等を有する多くの法人等が該当する。ただし、個人情報データベースを構成する特定の個人の数が過去 6 ヶ月間継続して 5,000 人以下の事業者は除く。

以 上